

別表六(二十五)

「29」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	：	：	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(二十五) 令八・四・一以後終了事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否						
特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定年月日	1	・	・	・	・	・
事業種目	2					
資 産 区 分	種 類	3				
	構造、用途、設備の種類又は区分	4				
	細 目	5				
取 得 年 月 日	取 得 年 月 日	6	・	・	・	・
	事業の用に供した年月日	7	・	・	・	・
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9				
	差引改定取得価額 (8)-(9)	10				

注 1 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算

「29」欄

生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の6第2項」
- ② 「区分番号」欄：「00669」
- ③ 「適用額」欄：「29」欄の金額

中 小 企 業 者	(1)が令和8年4月1日以後である場合	3月31日以前である場合	同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額	13	以 外 の 法 人	日	$\frac{(13)}{100} \times 100 + \frac{(13)}{100} \times 100$		
		税 額 控 除 限 度 額 基 準 額	$((12) - (13)) \times \frac{10}{100} + (13) \times \frac{14}{100}$	14		(1)以後で令和8年4月1日	(11)のうち中小企業者以外の法人に係る額	21	
						同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものに係る額	22		
						税 額 控 除 限 度 額 基 準 額	$((21) - (22)) \times \frac{3}{100} + (22) \times \frac{8}{100}$	23	
		(11)のうち中小企業者に係る額	15	税 額 控 除 限 度 額		$(14) + (17) + (20) + (23)$	24		
		同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額	16	調 整 前 法 人 税 額		(別表「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	25		
				当 期 税 額 基 準 額		$(25) \times \frac{20}{100}$	26		
				当 期 税 額 控 除 可 能 額		((24)と(26)のうち少ない金額)	27		
				調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額		(別表六(六)「8の②」)	28		
		税 額 控 除 限 度 額 基 準 額	$((15) - (16)) \times \frac{5}{100} + (16) \times \frac{10}{100}$	17		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額	$(27) - (28)$	29	

機 械 設 備 等 の 概 要